

ごかのお知らせ (No.515)

お知らせ

国民健康保険税の支払い方法は変更できません

(町民税務課)

国民健康保険税を特別徴収(年金から直接天引き)により納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。

なお、申し出の時期により特別徴収からの切り替え時期が変わりますので、ご注意ください。すでに、申し出されている方は、手続きの必要はありません。

お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

④(マル福)受給者証の更新はお済みですか?

(町民税務課)

6月に新しい④(マル福)受給者証の更新(乳幼児・妊産婦を除く)を行いました。まだ手続きがお済みでない方は、医療費の給付が受けられない場合がありますので、速やかに手続きをしてください。

お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

児童扶養手当現況届を提出してください

(健康福祉課)

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡等により、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される制度です(手当を受給するためには、要件があります)。

現在、この手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出しなければ、8月以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。

なお、該当者の方には、現況届提出のお知らせを送付します。

お問い合わせ

健康福祉課・社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

(町民税務課)

マイナンバーカードを簡単に申請しませんか。職員が申請を次の日程でお手伝いします。

○日時 8月25日(土)

午前9時～正午

○場所 役場1階 小会議室

○対象 町に住所を有する方

○必要書類

次の書類3点を持参ください。

・通知カード

・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カードの下部部分)

※右記書類が無い場合は、認め印をお持ちいただき、別途書類を書いていただきます。

・本人確認書類

※運転免許証、パスポートなど

写真付き公的身分証明書が必要になります。

※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳など身分証明書2点が必要になります。

○顔写真の撮影

申請に必要な顔写真は、職員がタブレットで当日撮影します。

お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

医療費が高額になった時は?

(町民税務課)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」があれば、同じ医療機関で1か月の医療費が高額になったときでも、自己負担限度額までの支払いになります。

この自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。

平成30年8月から国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入している方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の所得区分が変更されました。

詳細については、保険証と一緒にお配りしている冊子をご覧ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、申請が必要ですが。

○申請先 町民税務課②窓口

※代理申請の場合、窓口に来られた方の本人確認の書類(運転免許証等)が必要となります。

○持参するもの

・マイナンバー

・保険証

・印鑑

お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)